

○抗HBs人免疫グロブリン製剤及びB型肝炎ワクチンに関する療養補償の取扱いについて

〔昭和62年10月12日地基企第27号
各支部長あて 理事長〕

第1次改正：平成16年3月31日地基企第28号

第2次改正：平成20年3月24日地基企第28号

第3次改正：平成30年4月1日地基企第21号

標記については、地方公務員災害補償法第26条に規定する療養補償に関し、昭和62年9月1日以降の診療に係るものから下記のとおり取り扱うこととしたいので、その実施に遺漏のないように願います。

なお、「抗HBs人免疫グロブリン製剤に関する療養補償の取扱いについて（昭和56年12月25日地基企第60号）」は、廃止します。

記

- 1 病院、保健所、研究所等に勤務する職員が公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上負傷し、当該負傷を原因としてHBs抗原陽性血液による汚染を受け、HBウイルス感染の危険が極めて高いと判断された場合において、当該負傷に対する治療の一環として、縫合、消毒、洗浄等の処置とともに、抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射が行われたとき又は抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射に加えてB型肝炎ワクチンの接種が行われたときは、療養補償の対象とするものとする。（第1次改正・一部、第2次改正・一部、第3次改正・一部）
- 2 病院、保健所、研究所等に勤務する職員の既存の負傷に、公務に起因してHBs抗原陽性血液が付着し、HBウイルス感染の危険が極めて高いと判断された場合において、縫合、消毒、洗浄等の処置とともに、抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射が行われたとき又は抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射に加えてB型肝炎ワクチンの接種が行われたときは、療養補償の対象とするものとする。（第2次改正・一部）
- 3 負傷を伴わず単にHBs抗原陽性血液が皮膚に付着した場合等感染

の危険が少ない事故に対し抗HB s 人免疫グロブリン製剤の注射若しくはB型肝炎ワクチンの接種が行われた場合又は汚染事故前に予防を目的として抗HB s 人免疫グロブリン製剤の注射若しくはB型肝炎ワクチンの接種が行われた場合は、療養補償の対象とはしないものとする。